

令和 9 年度 生命保険協会留学生奨学金 (セイホスカラーシップ) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、一般社団法人生命保険協会のご支援により、「生命保険協会留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の令和 9 年度奨学生を、下記により募集する。

記

1 目的

アジア諸国及び地域等からの私費留学生に対して奨学金を支給し、日本での勉学への支援を通じて、日本と出身国との相互理解と友好・親善の増進に寄与することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である一般社団法人生命保険協会(以下「寄付者」という。)は、設立 80 周年記念事業の一環として奨学金制度を設立し、平成 2 年度から平成 23 年度まで経団連国際教育交流財団を通じ 339 名の留学生に奨学金を支給したが、平成 24 年度中に経団連国際教育交流財団よりこの奨学金制度が寄付者へ返還されることとなり、留学生への支援を継続するため、新たな奨学金制度の設立を目的として本協会に資金を提供された。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者

- (1) 下記のアジア諸国及び地域の国籍を有し、令和 9 年 4 月に本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程、修士(博士前期)課程、専門職学位課程又は一貫制博士課程のうち、以下に定める学年に在籍する私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は『留学』とする。

＜対象としている国と地域＞

インド・インドネシア・韓国・カンボジア・シンガポール・スリランカ・タイ・台湾・中国・ネパール・パキスタン・バングラデシュ・東ティモール・フィリピン・ブータン・ブルネイ・ベトナム・マレーシア・ミャンマー・モルディブ・モンゴル・ラオス

学士課程	:3 年次
修士(博士前期)課程	:1 年次
専門職学位課程(大学院)	:1 年次
一貫制博士課程	:1 年次

- (2) 本奨学金の受給期間中、日本国以外に留学する予定がなく、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円(月額 50,000 円相当)以下である者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く。]。
- (3) 学業・人物ともに優秀であり、かつ学業に支障のない健康状態とみなされる者。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 日本語(英語の併用も可。)による意思伝達が可能な者。
- (6) 金融業界、特に生命保険に関心のある者(在籍する大学での専攻分野は問わない。)
- (7) 経済的援助を真に必要とする者。
- (8) 令和 9 年 4 月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 支給人数

8 名程度

5 支給内容

月額奨学金 100,000 円

6 支給期間

令和9年4月から令和11年3月まで

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※1)	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式2)		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。 成績評価係数(※2)を記入すること。 日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。
(3)	学業成績証明書		PDF	令和7年度及び令和8年度前期までのもの。日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。証明書が提出できない場合は、「推薦書(様式2)」の所定欄に必要事項を記入すること。

※1.提出方法の詳細については別紙にて案内。

※2.成績評価係数算出方法(小数点第3位を四捨五入)

提出する学業成績証明書(令和7年度及び令和8年度前期分)の成績について、下表により[成績評価ポイント]を算出し、計算式に当てはめて計算

	成績評価				
4段階評価(パターン1)		優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)		A	B	C	F
4段階評価(パターン3)		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

「計算式」

$$([\text{評価ポイント3の単位数}] \times 3) + ([\text{評価ポイント2の単位数}] \times 2) + ([\text{評価ポイント1の単位数}] \times 1) + ([\text{評価ポイント0の単位数}] \times 0)$$

総登録単位数

(成績評価係数は選考の際に参考とするが、この値をもつてのみ奨学金の採否を決定するものではない。)

9 応募・推薦書類の提出期限

令和8年12月11日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備がある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は7の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。書類選考通過者に対し面接(令和9年2月中旬から下旬頃の予定)を実施し、結果は令和9年3月中を目途に在籍する大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

奨学金は、大学の長からの請求に基づき、本協会より交付期ごとに大学へ振込送金する。大学は1か月ごとに奨学生の受給資格(出席状況、単位取得状況、学籍状況等)の有無を確認の上、原則として1か月分ずつ奨学生へ支給する。なお、奨学生への支給に係る費用(振込手数料等)は大学負担とする。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は、年 1 回開催される報告会・懇親会(5 月から 6 月頃に実施の予定)に出席すること。
- (5) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答に協力すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が長期(1 か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
 - ② 本奨学金の支給の休止期間が 6 か月を超えた場合。
 - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13(1)から(3)に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金選考結果通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 過去、本奨学金を受給した者及び本奨学金へ応募し不採用となった者は、再度応募することができない。
- (5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年とし、この期間のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金授与式又は報告会・懇親会等の開催及び参加報告等のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

(3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者と共同利用する個人情報の項目は下記のとおり。

① 奨学生募集時に取得する事項

- ・ 願書に記載された事項
- ・ 推薦書に記載された事項
- ・ 学業成績証明書に記載された事項

②奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項

- ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ・ 学習状況報告書に記載された事項

③奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項

- ・ 奨学生の就職・進学先、報告会・懇親会時に撮影した写真データ

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 藤江陽子

16 応募・推薦に関する問合せ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

※本奨学金に関するお問合せは、以下のお問合せフォームをご利用ください。

お問合せフォームリンク:<https://forms.office.com/r/1legwQ3CKk>

以 上